

坂戸市告示第 2 7 3 号

坂戸市通話録音データの取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 0 日

坂戸市長 石 川 清

坂戸市通話録音データの取扱いに関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本庁舎（坂戸市庁舎管理規則（昭和 4 4 年坂戸町規則第 1 6 号）第 1 条の 2 第 1 号に規定する本庁舎をいう。）及び坂戸市勤労女性センター内の電話機（附属機器を含む。）であって録音の機能を有するもの（以下単に「電話機」という。）により記録された音声の電磁的記録（個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項第 1 号の電磁的記録をいう。第 3 条において同じ。）（以下「通話録音データ」という。）の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(通話録音データの取得)

第 2 条 市長は、行政サービスの向上及び通話録音データに係る事案の処理のため、電話機による通話の際に通話録音データを取得するものとする。

(通話録音データの保存期間)

第 3 条 通話ごとの通話録音データの保存期間は、電話機に係る電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第 1 項において同じ。）の容量を超えることにより当該通話録音データが自動的に削除されるまでの間とする。

(通話録音データの利用)

第 4 条 主務課長は、通話録音データの利用の目的の達成に必要な範囲内で、電話機に係る電磁的記録媒体に記録された通話録音データを複製した通話録音データ（次項及び次条において「複製後の通話録音データ」という。）を利用することができる。

2 主務課長（庶務課長を除く。）は、前項の規定により複製後の通話録音データを利用しようとするときは、庶務課長の承認を受けなければならない。

3 複製の方法その他の通話録音データの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(複製後の通話録音データの保存期間)

第 5 条 複製後の通話録音データの保存期間は、第 3 条の規定にかかわらず、

坂戸市文書規程（平成１３年坂戸市訓令第９号）第４０条第２項及び別表第２の規定の例により主務課長が決定するものとする。

（委任）

第６条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和８年１０月１９日から施行する。